

被害者が創る条例研究会 2016年度事業報告および2017年度事業計画

1. 2016年度事業報告

- (1) 「市町村における犯罪被害者等基本条例案」冊子の作成と配布作業
- ①「市町村における犯罪被害者等基本条例案—被害者の声に基づく提言— 第4版」を1000部印刷・製本し、全国の都道府県弁護士会・被害者委員会、全国の被害者支援センター、被害者団体他に送付した。
- ②関係機関、下記に記載の説明会（ワークショップ・シンポジウム）参加者にも配付するとともに、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体などに対しても配付した。さらに、日本弁護士連合会主催のセミナーや犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）全国大会でも、主催者の協力を得て配付することができた。

(2) 冊子に関する出張説明会・講座・シンポジウムの実施

全国各地に当団体会員が赴き、冊子の理念や内容の詳細について説明し意見交換を行うワークショップを5回、シンポジウムを主催で2回、後援で2回、合計4回実施した。開催地は、ワークショップは、大阪市、神戸市、横浜市、港区の4か所で5回、シンポジウムは、大阪府、大分県、三重県と名古屋市の4か所で開催した。実施にあたっては、その地域に居住する犯罪被害者や民間支援団体、関係機関の協力を得た。また、全国の犯罪被害者や地方自治体議員、弁護士、警察関係者などから市町村や都道府県に対する犯罪被害者支援体制充実の働きかけに関する相談や情報提供があり、事務局で対応した。

2. 2017年度事業計画

(1) 冊子「なぜ条例が必要なのか?—市町村における犯罪被害者支援—（仮称）」の作成検討会の実施

月1回程度の頻度で冊子の作成作業を進める。2017年7月の完成を目標とする。

(2) 預保納付金支援事業助成「市町村における犯罪被害者等支援に関する冊子の配布・説明事業」の実施

冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第4版、「なぜ条例が必要なのか?—市町村における犯罪被害者支援—（仮称）」の配付、ワークショップを実施する。

(3) 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」「なぜ条例が必要なのか?—市町村における犯罪被害者支援—（仮称）」の活用促進に向けた広報活動の実施

(4) 助成金応募先の検討と応募

(5) 会員同士の交流
適宜、計画する。